

議案第153号

大阪市保育の実施に関する条例を廃止する条例案

大阪市保育の実施に関する条例（平成10年大阪市条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

児童福祉法の一部改正に伴い、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市保育の実施に関する条例

(目 的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
- (5) 同居の親族で長期にわたり疾病の状態にあるもの又は精神若しくは身体に障害を有するものを常時介護していること
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- (7) 市長が前各号に類すると認める状態にあること

(申込手続等)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 大阪市保育所入所措置条例（昭和62年大阪市条例第16号）は、廃止する。